

石川県農林水産部優良建設工事表彰実施要領

(総 則)

第1条 この要領は農林水産部請負工事成績評定実施要領に基づき評定を行った建設工事に関し、その施工及び技術力が優秀であり他の模範とするにふさわしい工事（以下「優良建設工事」という。）を選考し、その施工業者を顕彰することにより、農林水産関係工事への理解を深めるとともに、施工技術の向上と建設工事の質的向上を図るための必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 優良建設工事の表彰の種類は、次の3種類とする。

- (1) 知事表彰
- (2) 部長表彰
- (3) 所長表彰

(選考対象工事)

第3条 優良建設工事の選考対象工事は、農林水産部の公共工事全てとする。ただし、1億円未満の漁港関係工事は除くものとする。

2 知事表彰及び部長表彰の選考対象となる工事は、次の各号に該当する工事とする。

- (1) 表彰日の属する年度(以下「表彰年度」という。)の前年度に完成した工事
- (2) 請負額が500万円以上の工事
- (3) 工事成績評定点数が80点以上の工事
- (4) 他の模範とするにふさわしい工事

3 所長表彰の選考対象工事は、農林水産部優良建設工事所長表彰要領による。

4 次の各号のいずれかに該当する施工業者（当該業者が代表者又は構成員である特定建設共同企業体を含む）が実施した工事は、選考から除外する。ただし、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨その他要領細則に定める災害に係る災害復旧工事について、当該特定建設共同企業体の代表者及び構成員のうち、第1号に該当しない者を表彰の対象とすることができる。

- (1) 主たる営業所が県外にある者（但し、県内に自社製造プラント工場を有する者は除く）
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
- (3) 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
- (4) 表彰年度の前年度表彰日の翌日から表彰日までにおいて以下の要件に該当する者
 - ア 指名停止措置を受けた者
 - イ 死亡事故を発生させた者（下請負人が死亡事故を起こした場合も含む）

(5)その他表彰にふさわしくないと認められる者

5 前項第4号の該当要件は、一原因に対し一回のみの適用とする。(但し、表彰日に指名停止を受けている者は除く)

(推薦の方法)

第4条 優良建設工事の推薦は南加賀、石川、県央、中能登、奥能登の5農林総合事務所が行うものとする。

なお、主務課等施行工事の場合は、施工場所の農林総合事務所工事として取り扱う。

2 事務所長は農林水産部長(事務局長・各主務課長経由)へ事務所の優良建設工事を推薦する。

(選考委員会の設置)

第5条 農林水産部長は、優良建設工事を選考及び承認するため、優良建設工事選考委員会(以下「委員会」という。)を置くことが出来る。

(委員会の構成)

第6条 委員会の委員は、農林水産部長、参事(農林担当・農業土木)、農林水産部次長(事務・林業)、農業経営戦略課長、農業基盤課長、森林管理課長、水産課長、水産課漁港漁村整備室長、農業経営戦略課技術管理室長とする。

2 委員会に委員長及び副委員長をおく。

委員長は、農林水産部長、副委員長は、参事(農林担当)をもって充てる。

3 委員長は委員会を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5 委員会の事務局は、農業経営戦略課技術管理室に置き、事務局長は農業経営戦略課技術管理室担当課長とする。

(委員会の開催及び審議)

第7条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局会議の開催)

第8条 事務局長は、各主務課の担当課長(工事担当の担当課長がいない課にあつては課長補佐以上の職員又はグループリーダー)、農業経営戦略課技術管理室の課長補佐以上からなる事務局会議を開催し、委員会へ報告するため、順位を付した優良建設工事(案)、及び所長表彰配分件数(案)を取りまとめるものとする。

(知事表彰・農林水産部長表彰の選考)

第9条 委員会は、農林水産部優良建設工事(案)を審議し、優良建設工事の知事表彰・農林水産部長表彰を選考する。

2 委員会は、各事務所等への所長表彰配分件数(案)を承認するものとする。

3 表彰工事件数は知事表彰5件程度、農林水産部長表彰5件程度とする。

(表彰の取り消し)

第10条 知事表彰または部長表彰の表彰後に、当該表彰工事に関し、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、選考委員会にて審議のうえ、当該表彰工事に係る表彰を取り消し、受賞者に表彰状の返還を求めることができるものとする。

(1) 受賞者が瑕疵の修補請求を受けたとき

(2) 損害賠償請求事由が発生したとき

(3) 受賞者が法令違反等により処分を受けたとき

(4) 大規模な補修等を行う必要が生じたとき

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

平成17年 4月 1日実施

平成18年 4月 11日改正

平成19年 4月 1日改正

平成21年 4月 1日改正

平成23年 9月 2日改正

平成24年 4月 18日改正

平成24年 9月 4日改正

平成25年 4月 15日改正

平成26年 4月 1日改正

平成26年 4月 8日改正

平成28年 4月 1日改正

平成30年 4月 5日改正

平成31年 4月 1日改正

令和 2年 4月 1日改正

令和 3年 4月 1日改正

令和 5年 4月 1日改正

令和 6年 4月 1日改正

令和 7年 4月 1日改正

令和 8年 4月 8日改正

令和 8年 7月 13日改正